

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>今般の主務省の省令改正による規制緩和に伴い、兼業が進行する過程で、金融商品取引業を兼業する商品先物取引業者が、不招請勧誘によって個人顧客を金融市場デリバティブ取引へと誘引し、新たに金融商品トラブルを招く事態や、その後引き続いて不招請勧誘により商品先物取引に誘引し、従前同様の商品先物トラブルを招く事態が十分に予想される。</p> <p>主務省の行政監督指針は、これらの当然予測される事態を想定し、万が一にも不招請勧誘に伴う従前の被害と同様の被害を金融市場デリバティブ取引や商品先物市場取引に発生させることのないよう、周到に備えられたものでなければならない。</p> <p>【同様の御意見：他1件】</p>	<p>貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、今般の制度改正後の状況について注視し、厳正な法の執行を通じ、顧客保護が適切に図られているか、厳格に監督してまいります。</p>
2	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L2)	<p>「…形式的には継続的取引関係(勧誘の前1年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することをいう。)…」とあるが、この「複数回」について、省令で具体的に規定された場合には同様に明示されたい。</p>	<p>本指針の該当箇所は、商品先物取引法施行規則(以下この回答の欄において「規則」という。)の規定に合わせて修正しております。</p>
3	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L9-10)	<p>「実質的に不招請勧誘の禁止規定の僭脱となる場合」には、適合性原則を待つまでもなく、法214条第9号の不招請勧誘禁止の制度趣旨からそのような勧誘は認められないというべきである。</p> <p>【同様の御意見：他4件】</p>	
4	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L12-15)	<p>イ及びロの例示を監督指針を置くことには反対である。</p> <p>(理由)</p> <p>第1に、かかる監督指針では、業者に、主務省が法214条9号の不招請勧誘禁止規定の実質的な僭脱であると認めるのは、上記イ、ロに例示するような極めて限られた場合にすぎないと解釈されるおそれがあるからである。</p> <p>第2に、かかる監督指針では、この監督指針の反対解釈の結果、主務省が、平成23年1月の改正法施行前の法律(旧法)下で法215条による法適用のガイドライン(監督指針)としていた「商品先物取引未経験者の保護措置」にかかる考え方が全く適用されず、むしろ完全に規制が取り払われたことを積極的に宣言したことになってしまうからである。</p> <p>【同様の御意見：他4件】</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、本指針の改正と同時に改正する規則に要件を追加しました。</p> <p>当該規則では、継続的契約関係となる顧客の範囲を、「当該商品先物取引業者との間で最初に規則第102条の2第3号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であって、かつ勧誘の日前1年間に2以上の取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の取引の残高を有する場合に限る」としました。これにより、当該要件を具備しない場合において当該顧客に対して不招請勧誘を行うことは、法第214条第9号に違反することになります。</p> <p>また、当該要件を満たした場合であっても、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘となる場合には、法第215条の「適合性の原則」の観点から認められないと考えられます。</p>
5	Ⅱ-4-3-1(5)イ (P2)	<p>「イ」の、「顧客が金商法上の市場デリバティブ取引を最初に行ってから商品先物取引の勧誘に及ぶまでの期間が、数時間から数日といった極めて短い場合」という例示は、逆に、「数日」を超える場合、たとえば、1週間以上の期間がある場合であれば、不招請勧誘の禁止規定の僭脱になる場合にはあたらなるとの解釈を導きかねないが、このような解釈が不当であることは明らかである。</p> <p>先行する金商法上の市場デリバティブ取引が開始されてから1週間や2週間程度の場合はもちろん、1か月や2か月程度の取引期間を経た場合であっても、その程度では少なくとも、商品先物取引についての「知見を相当程度有している」ことを根拠づけるだけの取引実績とはいえないことは明らかであるし、また、「自社との信頼関係がある」ということもできないはずである。</p>	

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>「イ」及び「ロ」に代わる具体例として、「不招請勧誘により顧客が金商法上の市場デリバティブ取引の契約を締結した後に、顧客がその知識・経験等に照らし当該取引に十分習熟しない間に、商品先物取引の勧誘を行っている場合」及び「先行する金商法上の市場デリバティブ取引をもっぱらプログラムによる自動売買により行っている顧客に対して、商品先物取引の勧誘を行っている場合」を明記すべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、本指針の改正と同時に改正する規則に要件を追加しました。</p> <p>当該規則では、継続的契約関係となる顧客の範囲を、「当該商品先物取引業者との間で最初に規則第102条の2第3号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であって、かつ勧誘の日前1年間に2以上の取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の取引の残高を有する場合に限り」としました。これにより、当該要件を具備しない場合において当該顧客に対して不招請勧誘を行うことは、法第214条第9号に違反することになります。</p> <p>なお、プログラム自動取引を行っている顧客については、先物取引に関する知見等について、通常の取引を行う顧客と必ずしも相違があるとは考えられませんので、継続的契約関係にある顧客から除くことは適切でないと考えております。</p>
7	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>金融市場デリバティブ取引について、主に顧客が業者の推奨する取引に追従して取引しているだけの状態にある顧客、又は、主に業者の推奨するプログラム自動取引によって取引しているだけの状態にある顧客、すなわちいわゆる実質的一任の状態にある顧客に対して商品先物取引の不招請勧誘を行うことは、従前と同様の商品先物取引被害を招く恐れが高いため、法214条第9号の不招請勧誘禁止の制度趣旨から、認められないとの考え方を採用すべきである。</p> <p>【同様の御意見：他2件】</p>	<p>御指摘の状態にある顧客は、金商法上の市場デリバティブ取引について理解していないものと考えられ、金商法の適合性原則に違反するおそれが高いと考えられます。</p> <p>いずれにしても、本指針において、適合性の確認を改めて厳格な業者内審査手続により行うよう管理体制の整備等を求めていくとしております。</p>
8	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L9-10)	<p>ロ、「金商法上の市場デリバティブ取引を行っているものの、当該取引に関する知識・経験等につき、取引の経験が無い者と同等に低い場合」とあるが、金商法にも適合性原則が規定されていることから、通常「取引の経験が無い者と同等に低い場合」は想定しにくい、どのような状況にあることが該当するのか、その把握の方法を含めて具体的に説明されたい。</p>	<p>本指針の改正と同時に改正する規則に要件を追加しました。</p> <p>当該規則では、継続的契約関係となる顧客の範囲を、「当該商品先物取引業者との間で最初に規則第102条の2第3号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であって、かつ勧誘の日前1年間に2以上の取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の取引の残高を有する場合に限り」としました。</p> <p>このため、ロの規定は削除しております。</p>
9	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>「実質的に不招請勧誘の禁止規定の僭脱になる場合」であるか否かの判断を、同一の商品先物取引業者における複数の顧客に対する勧誘の態様を総合的に観察して行えるようにすべきであり、個々の顧客に着目すれば、先行する金商法上の市場デリバティブ取引の取引期間が一定程度あるように見える場合であっても、不招請勧誘により勧誘した顧客と金商法上の市場デリバティブ取引の契約を締結し、その後、当該顧客に対して不招請勧誘により商品先物取引を勧誘する手法が同一の商品先物取引業者において繰り返されると評価できる場合は、全体として「実質的に不招請勧誘の禁止規定の僭脱になる場合」にあたることとすべきである。</p>	<p>本指針の改正と同時に改正する規則に要件を追加しました。</p> <p>当該規則では、継続的契約関係となる顧客の範囲を、「当該商品先物取引業者との間で最初に規則第102条の2第3号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であって、かつ勧誘の日前1年間に2以上の取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の取引の残高を有する場合に限り」としました。これにより、当該要件を具備しない場合において当該顧客に対して不招請勧誘を行うことは、法第214条第9号に違反することになります。</p> <p>また、当該要件を満たした場合であっても、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘となる場合には、法第215条の「適合性の原則」の観点から認められないと考えられます。</p> <p>いずれにしても、本指針において、適合性の確認を改めて厳格な業者内審査手続により行うよう管理体制の整備等を求めていくとしております。</p>

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>不招請勧誘により金融市場デリバティブ取引を開始した顧客に対し、不招請勧誘を行う場合には、法215条の適用に関し、旧法における「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に記載された「商品先物取引未経験者の保護措置」と同一の考え方を採用すべきである。</p> <p>すなわち、「過去一定期間以上(注1)にわたり商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後の一定の期間(注2)において商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量(注3)を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘となると考えられる。</p> <p>(注1)「過去一定期間以上」とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とする。 (注2)「一定の期間」とは、最初の取引を行う日から最低3ヶ月を経過する日までの期間を目安とする。 (注3)「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の1/3となる水準を目安とする。</p> <p>さらに、「当該期間において、上記の商品先物取引の経験がない顧客に対し投資可能資金額の引上げを勧めることも、適合性原則に照らして不適当と認められる勧誘となると考えられる。」との考え方を採用すべきである。</p> <p>【同様の御意見：他2件】</p>	<p>今般の改正により不招請勧誘禁止の例外となる顧客は、デリバティブ取引の経験者であることから、御指摘のような措置は必要ないものと考えております。</p> <p>なお、御意見の趣旨を踏まえ、本指針の改正と同時に改正する規則に要件を追加しました。当該規則では、継続的契約関係となる顧客の範囲を、「当該商品先物取引業者との間で最初に規則第102条の2第3号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であって、かつ勧誘の日前1年間に2以上の取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の取引の残高を有する場合に限る」としました。</p>
11	Ⅱ-4-3-1(5) (P2)	<p>金融市場デリバティブ取引について、勧誘の前に、手痛い損害を被っている顧客は、従前の損失を取り戻そうとする心理が働き、そのためにレバレッジの高いハイリスクの取引の勧誘を受けたときに、安易にそれに応諾する脆弱な属性を有していることが多いため、このような顧客(具体的には勧誘の前3年以内に、当該顧客の勧誘時の年収の3分の1を超える損害を、当該金融市場デリバティブ取引で被った者として考えられる)に対し、商品先物取引の不招請勧誘を行うことは、従前と同様の商品先物取引被害を招く恐れが高いため、認められないとの考え方を採用すべきである。</p> <p>【同様の御意見：他1件】</p>	<p>個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。</p> <p>なお、商品先物取引業者が顧客に対し自社における金融商品の市場デリバティブ取引の損失を取り戻すために商品先物取引を勧誘する場合、商品先物取引により損失が増幅するリスクがあることを顧客に説明しないで利益のみ強調して勧誘することは、法第214条第1号の断定的判断の提供禁止及び法第218条に規定する説明義務に違反する可能性があると考えられます。</p>
12	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L13)	<p>「…顧客の取引履歴、市場デリバティブ取引に関する業務記録及び顧客の審査記録等から十分に見極めること。」とあるが、以下の事項について見解を示されたい。</p> <p>①「顧客の取引履歴」とは、当該商品先物取引業者と行っている金商法上の市場デリバティブ取引の履歴との理解でよいか。</p> <p>②「市場デリバティブ取引に関する業務記録」について金商法上の記録と想定されるが、具体的に該当するものを列挙するなどして実務上混乱がないように明示されたい。</p> <p>③「顧客の審査記録」とは、当該商品先物取引業者と金商法上の市場デリバティブ取引を行う際に実施した適合性等の審査記録との理解でよいか。</p>	<p>①貴見のとおりと考えられます。</p> <p>②法定帳簿その他の帳簿類、業務日誌、顧客カードなどの市場デリバティブ取引に関する業務記録が考えられます。</p> <p>③貴見のとおりと考えられます。</p>
13	Ⅱ-4-3-1(5) (P2, L14-15)	<p>「…商品先物取引の勧誘に当たっても、適合性の確認は、Ⅱ-4-2(2)②口にかかわらず、改めて厳格な業者内審査手続により行うよう…」とあるが、以下の事項について見解を示されたい。</p> <p>①「Ⅱ-4-2(2)」は「Ⅱ-4-2(4)」の誤りではないか。</p> <p>②「Ⅱ-4-2(4)②口」は、適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘であると考えられるものが列記されているだけであり、「改めて厳格な業者内審査手続により行うよう」求めるのであれば、業者内審査手続等を記述している(4)②ハを追加し、「Ⅱ-4-2(4)②口及びハ」とすべきではないか。</p>	<p>①御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>②Ⅱ-4-2(4)②ハは「業者内審査手続」に関する規定であり、「…②Ⅱ-4-2(4)②口及びハにかかわらず、改めて厳格な業者内審査手続…」とするのは適切ではないと考えられます。</p>

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	Ⅲ-3 (P3-5)	<p>プログラム自動取引の受託を認めるようだが、本件指針案によると、商品先物取引業者がわら人形としてプラットフォーム提供者を介在させて発注条件や過去の実績等の開示を免れた上、手数料稼ぎのための不当な取引を繰り返すプログラムを使用し、顧客の利益を侵害するおそれがある。</p> <p>したがって、手数料稼ぎのための不当なプログラムの使用は許されないことを本件指針案に明記し、プラットフォーム提供者が介在する場合も発注条件や過去の実績等は開示しなければならないこととするべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>なお、プラットフォーム提供者が介在する場合でも、商先業者が特定のプログラムの推奨等に関与すれば、当該商先業者はⅢ-3(3)①に該当し、当該プログラムの発注条件や過去の実績等の開示が必要です。</p>
15	Ⅲ-3 (P3, L4-10)	<p>「プログラムによる自動売買」の定義がやや包括的に過ぎるため、プログラムによる自動売買の定義につき、顧客がプログラムの発注タイミングについて任意で変更できない種類のプログラムにのみ適用するという方針にしてほしい。</p>	<p>プログラム自動取引を受託する場合の留意事項の対象を限定的な内容にすることは、委託者保護の観点から適切でないと考えられます。</p> <p>本指針に記載したプログラム自動取引の定義(あらかじめ設定したコンピュータ・プログラムにより注文指示を自動で行う取引)に該当する取引を、商品先物取引業者が自社のサービスとして顧客に提供する場合には、本指針の改正内容に則り、委託者保護の徹底を図る必要があると考えられます。</p>
16	Ⅲ-3(2)② (P5)	<p>顧客自身が、業者(又は第三者)の提供する取引プラットフォームに対応する「自動売買プログラム」を用意し取引を行う場合、顧客から数量や対価の額等について指示を受けずに取引の受託を受けるという行為に該当しないと理解であり、自動売買を行うことができるプラットフォームの提供自体については対象外とするべきではないか。</p>	
17	Ⅲ-3(2)①ロ (P4)	<p>「十分な情報提供」というのは、3ページ(1)の内容を指すのか。</p>	<p>「十分な情報提供」とは、顧客自らが適切に証拠金等の資金管理を行えることを目的とした情報提供であり、例えば、ロスカット水準に接近した際の警告を、電子メールで顧客へ提供すること等が考えられます。</p>
18	Ⅲ-3(2)③ハ (P4)	<p>「プログラムの内容の変更・・・」について、5ページ(3)①に該当しない場合、プログラムの内容(売買ロジック)を知り得ることはできない。ここでいう、プログラムの内容というのは売買ロジックを指しているのか。</p> <p>自動売買プログラムのバージョンアップ、重大な欠陥があった場合には、開発元から契約者(自動売買プログラム利用者)へ通知が行われる。開発元から当社へ報告があった場合には、トレード画面等で顧客への通知を予定している。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、一部修正します。</p>
19	Ⅲ-3(1) (P3, L11)	<p>「プログラム売買に関する概要等」(3頁15行目)の中には、当該事項に加えて、次の事項を含むものとするべきである。</p> <p>(ア) 自動売買ルールの内容 (イ) 自動売買ルールの利害得失に関する事項 (ウ) 自動売買特有の危険性に関する事項</p>	<p>御指摘いただいた(ア)から(ウ)については、以下にそれぞれ規定しており、十分に顧客保護を担保できると考えています。</p> <p>(ア) 自動売買ルールの内容: Ⅲ-3(1)①イ.[プログラム自動取引の仕組み]及びⅢ-3(3)①イ.[推奨等を行うプログラムの発注条件] (イ) 自動売買ルールの利害得失に関する事項: Ⅲ-3(1)②[顧客が予想しない損失を被る可能性の教示]及びⅢ-3(3)①ロ.[プログラム毎の過去一定期間における実績等] (ウ) 自動売買特有の危険性に関する事項: Ⅲ-3(1)②[顧客が予想しない損失を被る可能性の教示]</p>

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	Ⅲ-3 (P3-5)	<p>適合性原則違反防止のための具体的指針の設定について、自動売買の仕組みやルール内容及びそのルールの利害得失に関する事項について理解が乏しい者や、知識、経験、資力、取引目的等の観点から商品先物取引に適合性を有しない者が、自動売買の名の下に商品先物取引に引き込まれることを防止するため、監督指針等において具体的な指針を示すべきである。</p> <p>(補足説明) 監督指針において取引の危険性について非常に詳しい内容が規定される例として、金融庁が、平成22年4月16日に改定した、金融機関に対する監督指針「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が挙げられる。 同Ⅳ-3-3-2(5)が参考となる。</p>	<p>Ⅲ-3(2)①イにおいて、プログラム自動売買を顧客が開始するに当たっては、既に商品取引契約を締結している顧客であっても、プログラム自動取引の開始の適否を判断する前提となる、インターネットによる電子取引等の知識を有していることを確認することを求めています。</p> <p>なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定される想定最大損失額等については、以下の理由より記載及び説明は求める必要はないと考えています。</p> <p>(1)「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の規定は、店頭デリバティブ取引に関する規定であり、金融商品についてもプログラム売買については規定がないこと (2)本指針はⅢ-3(1)②において顧客が予想しない損失を被る可能性の教示を求めていること (3)想定最大損失額は前提の置き方等では大きく変わりうるためかえって混乱を招く恐れがあること</p>
21	Ⅲ-3 (P3-5)	<p>プログラム内容それ自体の適正確保とそのための判断基準の設定について、プログラムの内容が委託者の利益を不当に害することのない適正なものでなければならないことを施行規則の明文で規定するとともに、不適正なプログラムであると判断する場合の基準について、監督指針等において明確化するべきである。</p> <p>ソフトウェアのみならず、代入されるデータなどについても過去ログによってきちんと保存してあとで再現可能な状態にしておくように措置されるべきであり、万一にも改ざんなどないように管理するようにされるべきである。</p>	<p>Ⅲ-3(2)③ロにおいて、商品先物取引業者が、顧客との間に利益相反が起こるようなプログラムの設計又は開発を防止する措置を講ずるよう社内管理体制の確保を求めています。</p> <p>なお、Ⅲ-3(2)②ニ.において、「法定帳簿等及び顧客に対する取引成立の通知の記載において、プログラム自動取引であることを明確に識別する」ことを求めています。</p>
22	Ⅲ-3 (P3-5)	<p>プログラム自動取引の広告規制の整備について、省令レベルで行われるべきことであるが、広告規制の整備が行われるべきである。</p> <p>プログラム自動取引についての広告を行う場合は、自動売買の危険性についてわかりやすく表示することを義務づけるとともに、自動売買の有利性をことさらに強調したり、商品取引についての知識や経験が不要であるとの誤解を与える表示を禁止することが必要である。さらに、これらの広告規制に対する監督を実効的に行うために、実施した全ての広告についての記録を残し、その広告内容を一定期間保存することを義務付けるべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、本指針において交付書面に含める事項とした内容についても広告等に含めることとしております。</p>
23	-	<p>今回の意見募集は実質的に国民の意見を聴くものとはいえない。今回の監督指針の改正案は、不招請勧誘の禁止規定の例外にかかわるなど重要な内容であるにもかかわらず、わずか2週間しか検討期間がないことから、適切な意見を述べることは極めて困難である。</p>	<p>商品市場の活性化に向けて、産業構造審議会商品先物取引分科会報告書(平成24年8月)に掲げられた方針を迅速に実現すべきであると考えられること(本報告書については1か月間の意見募集を実施)、今回の本指針の改正が一部に限られていることから、2週間という期間を設定させていただいております。</p> <p>また、頂いた御意見につきましては、慎重に検討させていただき、その趣旨も踏まえて修正をさせていただきました。</p> <p>なお、今回頂いている御意見も踏まえ、今般の制度改正後の状況について注視し、厳正な法の執行を通じ、顧客保護が適切に図られているか、厳格に監督してまいります。</p>